第１６号様式（その１）（第３９条第１項）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　（住所）（氏名）　　　　　　　　　　様命　　　　令　　　　書火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第３条第１項の規定により、次の措置をとるべきことを命ずる。　なお、本命令に従わないときは、消防法に基づき処罰されることがある。 |
| 発　令年月日 | 年　　月　　日 | 発令者 | 所　 　属 |  |
| 階級･氏名 |  | ㊞ |
| 所在地 |  | 名 称 |  |
| 関係者・行為者の氏名 | 電話 |
| 消防法　第３条第１項 | 命令の理由となる事実及び命ずる措置 |
| 第１号 | 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備、若しくは器具の使用、その他これらに類する行為 |  |
| 第２号 | 残火、取灰、又は火の始末 |  |
| 第３号 | 危険物又は放置され、若しくは存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 |  |
| 第４号 | 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去 |  |
| 教示１　この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 受領欄 | 年　　月　　日　本命令書を確かに受領しました。 |
| 住 所 |  | 氏 名 |  | ㊞ |